

環 境 影 韻 評 價 書

—東京都建設残土再利用センター(仮称)[中央センター]建設事業—

平成3年4月

東 京 都

1 総 括

1-1 事業者の氏名及び住所

氏 名：東京都

代表者 東京都知事 鈴木 俊一

住 所：東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

1-2 対象事業の名称

名称：東京都建設残土再利用センター（仮称）〔中央センター〕建設事業

種類：工場の新設

1-3 対象事業の内容の概略

本事業は、建設残土の再利用を促進するため、中央防波堤内側埋立地に、建設残土再利用センター（仮称）〔中央センター〕を建設するものである。

事業計画の概要は、表1-3-1に示すとおりである。

表1-3-1 事業計画の概要

位 置		東京都江東区青海二丁目地先 中央防波堤内側埋立地	
中央センター全体面積		7.96ha	
施 設	情報センター	施設規模	鉄骨造2階建
	ストックヤード	年間処理量	38万m ³ /年
		施設面積	3.06ha
	土質改良プラント	年間処理量	14万m ³ /年×2基
		処理能力	150t/時×2基
		主要施設	破碎解碎混合棟×2棟 製品分離棟 残土(原料土)ヤード 改良土ヤード
工 事 期 間		平成3年度内	
稼働開始		平成3年度末	

1-4 環境に及ぼす影響の評価の結論

対象事業の計画内容を考慮し、計画地周辺の地域の概況を把握することにより選定した予測・評価項目について、現況調査を行い、対象事業の実施が環境に及ぼす影響について予測・評価した。環境に及ぼす影響の評価の結論は表1-4-1に示すとおりである。

表1-4-1 環境に及ぼす影響の評価の結論

予測・評価項目	評価の結論
1 大気汚染	<p>残土搬出入車両の走行による大気質濃度の寄与率は小さく、周辺地域の環境への影響は少ないものと考える。</p> <p>施設内に一時仮置きする残土・改良土等からの粉じんについては、類似施設における浮遊粒子状物質の状況が環境に影響を及ぼさない程度であり、ストックした残土に対し十分な対策を施すことから、周辺地域の環境への影響は少ないものと考える。</p>
2 騒音	<p>残土搬出入車両の走行による道路交通騒音の増加はわずかであり、また、適切な運行計画を講ずることから、周辺地域の環境への影響は少ないものと考える。</p> <p>プラント稼働時の工場騒音の予測値は、東京都公害防止条例の工場に係る規制基準値を下回っていることから、周辺地域の環境への影響は少ないものと考える。</p> <p>建設作業騒音の予測値は、すべての工種で東京都公害防止条例の指定建設作業に係る騒音の勧告基準を下回っている。さらに、工事にあたっては、適切な施工計画及び低騒音型建設機械の積極的な導入を行うことから、周辺地域の環境への影響は少ないものと考える。</p>
3 振動	<p>残土搬出入車両の走行による道路交通振動の増加はわずかであり、また、適切な運行計画を講ずることから、周辺地域の環境への影響は少ないものと考える。</p> <p>建設作業振動の予測値は、すべての工種で東京都公害防止条例の指定建設作業に係る振動の勧告基準を下回っている。さらに、工事にあたっては、適切な施工計画及び低振動型建設機械の積極的な導入を行うことから、周辺地域の環境への影響は少ないものと考える。</p>

1-5 評価書案の修正の概略

評価書案の修正の概略は表1-5-1に示すとおりである。

表1-5-1 修 正 の 概 略

修 正箇 所	修 正事 項	修 正内 容 及 び 修 正 理 由
2 対象事業の 目的及び内容	施 設 計 画	ストックヤード上屋の設置位置を変更し、スプリンクラー及び洗車設備を記述追加した。また、残土(原料土)ヤード上屋を1棟追加した。